

群馬大学社会情報学部で労働法セミナーを実施

群馬労働局では、これから社会に出て働く若者の雇用を促進するに当たり、労働法制にかかる教育の充実が求められていることから、県内の大学で、就職前、就職後に役立てていただくために、平成 25 年 2 月から労働法のセミナーを実施しています。

平成 26 年 12 月 22 日(月)には、群馬大学社会情報学部において、午後 2 時 20 分から午後 3 時 50 分までの時間、1 年生を中心とした就職ガイダンスの一環として労働法のセミナーを実施しました。

群馬労働局総務部企画室長が講師を務め、新規大学等卒業予定者の内定率や卒業後の就業形態、離職率等に加え、非正規雇用労働者の実態等を説明したほか、労働法を知っておくことの重要性や就業上での労働法に関わるケースを交えた対応などについて説明を行いました。

講義後のアンケートでは、「大変参考になった」46%、「参考になった」48%と合わせて 94%の学生が参考になったと回答しており、興味をもった主な内容としては、「採用内定」45%、「労働契約」45%が最も高く、次いで「給与」39%、「有給休暇」32%、「就業規則」26%の順となっています。

また、学生からの質問等においては、「大変重要な内容だと思ったので、今回のように 1 年生対象ではなく、3 年生対象として開催すると良いと思う」、「非正規社員が正社員になっても三年続くのが半数というデータがあるが、それだけを見れば賃金や将来性と仕事内容や責任感等を考えて非正規を選ぶ人間も一定数いるという見方ができ、その点においては正規社員が無条件に素晴らしいと喜ぶ世の中ではなく非正規の為の制度を固めるべきだと思う」などの具体的な質問があるなど、関心の深さが伝わってきました。

今後も、県内の大学と連携して、順次実施していきます。



この記事に関するお問い合わせ先

総務部 企画室 TEL 027-210-5002